

令和 8 年 3 月 定例会 会議録

令和 8 年 豊郷町議会 3 月 定例会は、令和 8 年 3 月 23 日 豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第 121 条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めた者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史
教 育 次 長	西 山 喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	加 藤 咲希子

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議第10号 | 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第11号 | 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第12号 | 豊郷町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第13号 | 豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第14号 | 豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第15号 | 豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第18号 | 豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第19号 | 令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）
《予算決算常任委員会委員長報告》 |
| 議第20号 | 令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
《文教民生常任委員会委員長報告》 |
| 議第23号 | 令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第5号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》 |
| 議第24号 | 令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第4号） |

	《総務産業建設常任委員会委員長報告》
議第 2 5 号	令和 8 年度豊郷町一般会計予算
	《予算決算常任委員会委員長報告》
議第 2 6 号	令和 8 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
	《文教民生常任委員会委員長報告》
議第 2 7 号	令和 8 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
	《文教民生常任委員会委員長報告》
議第 2 8 号	令和 8 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
	《文教民生常任委員会委員長報告》
議第 2 9 号	令和 8 年度豊郷町水道事業会計予算
	《総務産業建設常任委員会委員長報告》
議第 3 0 号	令和 8 年度豊郷町下水道事業会計予算
	《総務産業建設常任委員会委員長報告》
請願第 1 号	「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願
	《総務産業建設常任委員会委員長報告》
議第 3 1 号	令和 7 年度豊郷町一般会計補正予算（第 8 号）
議第 3 2 号	令和 8 年度豊郷町一般会計補正予算（第 1 号）
委員会の閉会中の継続調査申し出について	
	（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）
	（文教民生常任委員会）（予算決算常任委員会）
	（議会広報常任委員会）

中島議長 皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですが、これより 3 月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

(午前 8 時 56 分)

最初に、留意事項をご説明いたします。

会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事妨害となる言動を厳に慎んでくださるようお願いいたします。

なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番、西山一男君、3 番、井上喜美子君を指名いたします。

日程第 2、議第 10 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案から日程第 8、議第 18 号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

中島議長 前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る 3 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 10 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び議第 18 号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について、去る 3 月 12 日、委員 6 名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 10 号の審議では、特定世帯が後期高齢者へ移行した場合の保険料の算定方法について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

次に、議第 18 号の審議では、専門的な知識・経験を有する人材の育成や、有資格者の確保に係る課題について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

中島議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、河合文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。

河合文教民生

常任委員長 はい。

中島議長 河合委員長。

河合文教民生

常任委員長 それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

文教民生常任委員会は、議第 10 号、11 号の一括報告をさせていただきます。

去る、3 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 11 号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案、議第 12 号豊郷町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案、議第 13 号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第 14 号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第 15 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、去る 3 月 13 日、委員 6 名全員出席の下、伊藤定勉町長及び関係職員の出席を求め、審議を行いました。

議第 11 号の審査では、介護保険第 3 段階、6 段階の人数と、それぞれ徴収金額について、国の制度改正に伴う影響額は国が交付金を出すのか、それとも国・県、町の負担か、国が補填するという方向性が出ているのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第 12 号の審査では、乳児等通園支援事業の概要について、食事は保護者が持参するのか、乳幼児を受け入れる時間に制限があるのか、保育士の対応などが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第 13 号の審議では、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第 14 号の審議では、豊郷町にはこれに類するところはあるのか、地域限定保育士と一般的に言われる保育士との違いは何か、保育士の資格が緩和されるのかなどが質疑をされました。

質疑終了後、討論の申し出なく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

議第 15 号の審査では、学童保育に従事している保育士と、地域保育士の構成について、県の学童保育指導員研修修了者を含めて、地域限定保育士は要るのかなどが審議されました。

質疑終了後、討論の申し出なく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

中島議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第 10 号の討論を行います。討論はありませんか。

本田議員 反対討論。

中島議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

本田君。

本田議員 国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対し、反対の立場から討論を行います。

今回の改正案は、町民の生活実態を鑑みず、社会保障における公的責任を後退させるものであり、到底容認できるものではありません。以下、反対の主な理由を 2 点述べます。

第 1 に、子ども・子育て支援金の導入についてです。少子化対策や子育て支援は、国が責任を持って安定した財源を確保し、全額国費で賄うべき最重要課題です。それを、医療保険を目的とする国民健康保険に上乘せし、事実上の子育て増税として加入者に負担を求めることは、国の公的責任の放棄にほかなりません。医療保険制度の趣旨を逸脱し、さらなる負担を強いる手法は断じて認められません。

第 2 に、県統一化の推進に伴う保険料の大幅な値上げについてです。県が 2027 年度の完全統一化を目指す中、本改正は、町が独自に行ってきた保険料軽減措置を廃止し、住民に負担を押しつけるものです。今回の改正案では、後

期高齢者分を除く全ての区分で値上げが提案されています。そもそも、国保は加入者の４割が年金生活者などの無職層、３割が非正規労働者であり、所得の低い層が集中している保険制度です。現状でも高過ぎる保険料は、既に参加者の負担能力の限界を超えています。物価高騰が続く苦しい生活の中で、追い打ちをかけるような負担増を強いることは、町民の健康と命を守るべき国民健康保険制度の理念を自ら否定する暴挙です。

以上、国が担うべき負担を町民に転嫁し、生活困窮に拍車をかける今回の改正案に対し、反対の意を表明します。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第１０号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１０号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、多数）

中島議長 起立多数であります。よって、議第１０号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第１１号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１１号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１１号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第１１号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第１２号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１２号豊郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

す。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立でございます。よって、議第 1 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 1 3 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 1 3 号豊郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 1 3 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 1 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 1 4 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 1 4 号豊郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 1 4 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 1 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 1 5 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 1 5 号豊郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 1 5 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員起立であります。よって、議第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 18 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 18 号豊郷町布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 18 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員起立であります。よって、議第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9、議第 19 号令和 7 年度豊郷町一般会計補正予算(第 7 号)から日程第 12、議第 24 号令和 7 年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第 4 号)までを一括議題といたします。これについては付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

中島議長 前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る 3 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第 23 号令和 7 年度豊郷町水道事業会計補正予算(第 5 号)及び議第 24 号令和 7 年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第 4 号)について、去る 3 月 12 日、委員 6 名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 23 号の審議では質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第 24 号の審議でも、質疑、討論ともになく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

中島議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、河合文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。

河合文教民生

常任委員長 はい。

中島議長 河合委員長。

河合文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第２０号令和７年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について、去る３月１３日、委員６名全員の出席の下、伊藤定勉町長及び関係職員の出席を求め、審議を行いました。

議第２０号の審議では、国民健康保険運用基金の繰入れ理由は何か、療養給付費の負担金増額は、どのような疾病が増額傾向にあるのか、がん疾病が増えてきているのか、また、増えてきている理由は何だと考えているのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出なく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

中島議長 慎重審議ご苦労さまでした。

次に、村岸予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

村岸予算決算

常任委員長 はい、議長。

中島議長 村岸委員長。

村岸予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第１９号令和７年度豊郷町一般会計補正予算（第７号）について、去る３月１０日、１１日、委員１１名出席の下、町長、教育長、次長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第１９号の審議では、児童手当交付金の減額理由と内訳について、道路費分担金の地元分担金が減った箇所はどこか、財政調整基金の今後の方向性について、すまいるたうんばすの運行について、夏季と冬季で行程を考えたかどうか、ふるさと応援寄附金の人気の返礼品は何か、また、新たな企画等を考えているのか、緊急時自然災害防止対策事業債の総額借入額及び残債額について、新しい生活支援、地域経済対策給付金の減額処理について、選挙の投票時間や啓発グッズについて、無線従事者養成課程受講や防災士資格について、公債費残高について、障害児等通院費助成事業助成について、後期高齢者医療費の負担金の減額理由

について、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業補助金及び環境保全型農業直接支払等対策事業負担金の減額理由について、地籍調査委託料の減額について、県道のラウンドアバウト事業について、小学生のためのキッズダンスと子ども料理教室の参加料について、保育園の入所申込み状況について、江州音頭普及事業補助金の減額理由など、質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会報告いたします。

中島議長 慎重審議ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第１９号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第１９号令和７年度豊郷町一般会計補正予算（第７号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第１９号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、多数）

中島議長 起立多数であります。よって、議第１９号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第２０号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第２０号令和７年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第２０号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第２０号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第２３号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第２３号令和７年度豊郷町水道事業会計補正予算（第５号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第２３号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第２４号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第２４号令和７年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第４号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第２４号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１３、議第２５号令和８年度豊郷町一般会計補正予算を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

村岸予算決算常任委員会委員長。

村岸予算決算

常任委員長 はい、議長。

中島議長 村岸委員長。

村岸予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました令和８年度豊郷町一般会計予算について、去る３月１０日、１１日、委員１１名出席の下、町長、教育長、次長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第２５号の審議では、児童虐待防止対策等総合支援事業の流れについて、隣保館デイサービス事業の実績について、豊栄のさとの施設利用状況について、デジタル基盤改革支援補助金はどのくらい来るのか、スクールサポートスタッフ

の配置支援事業の内容について、住宅新築資金等貸付元利収入では、過年度分の総額について、財産管理費の公用車について、豊郷甲良都市計画区域基盤調整負担金の内容について、システム開発委託料ならびにコンピューター機器保守点検の内訳について、固定資産税前納報奨金の方向性について、生きがいデイサービスセンター運営事業の利用状況について、緊急通報システムの登録数について、権利擁護サポートセンターの事例について、虐待対応強化支援の活動内容について、保健福祉課との調整や除雪箇所の方法について、地域教育課題特別対策事業対策職員活動費は何の費用か、高校入試結果の状況について、豊郷小学校整備費の設計委託料は空調の設計か、オータムフェスティバルの開催委託料の内容などの質疑がされました。

質疑終了後、修正動議が提出されたことから、町長提案の原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めました。修正案に対する質疑はなく、ともに賛成討論、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で修正可決と決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

中島議長 慎重審議ご苦労さまでした。

これより常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、町長から提出された議第25号の原案に対する賛成討論を許します。討論はありませんか。

西澤議員 はい。

中島議長 西澤博一君。

西澤議員 それでは、議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算の賛成討論を行います。

今、物価高騰は円安、エネルギー、原材料価格の上昇、そして深刻な人手不足に伴う、物流、人件費の増加が総合的に絡み合っていることが主な原因でございます。今後も上昇傾向にあるという予測がなされています。しかし、実質賃金が追いつかず、食料品や光熱費負担増から、家計の節約疲れや将来の不安が募っています。

豊郷町においても例外ではなく、社会保障関係事業費など、増加する傾向がある中、人件費、人事院勧告2%から5%増、教育関連無償事業費の持続を背景に、厳しい財政状況を余儀なくされています。そうした中において、町は福祉の推進、保健衛生、農業振興、商工観光の推進、道路整備、公営住宅、災害対策、教育予

算など、様々な予算計上をしています。町が定例会に提案した令和８年度予算は、歳入歳出それぞれ５４億２，１００万円で、その財源の構成は自主財源が４６．４％、依存財源が５３．６％という比率であります。一方、今後、厳しい行財政運営が予測されることから、基金の廃止を決断し、提案されました。

こうした中で、ある中において、先日提出された修正案は、町が、将来への財源確保を行うための財政調整基金への積み立て及び非常事態など、執行に備えた財源を減額することは理解に苦しむところであります。

町の提案である令和８年度当初予算は、様々な行政課題に対応した予算だと考えます。国や県において、物価高に対応するための重点支援交付金など、支援策が実施されています。町は、こうした交付金を活用し、財源確保に動くなど、安定した行財政運営に努めることを強く求め、町が提出した令和８年度予算案に対しまして賛成討論といたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

中島議長 今は賛成です。

議 員 なし。

中島議長 それでは次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。原案及び修正案に対する反対討論です。原案と修正案。

原案でも結構ですし、修正案でも結構なので、その反対討論の発言を許します。

今村議員 原案に対する反対討論。

河合議員 修正反対。

中島議長 まず、今村さんの反対討論から。

今村議員 はい、１２番。

中島議長 はい。

今村議員 それでは、議第２５号、町長提出の令和８年度豊郷町一般会計予算に対する反対討論を行います。

わが国は人口減少と少子高齢化社会になっています。そして、アメリカ、イスラエルの国際法違反のイラン先制攻撃で、物価高騰がさらに進む様相です。このような社会情勢の中、町民の多くが生活不安を抱え、日々暮らしています。

豊郷町の財政運営は、今、大きな転換点に立っていると考えます。これまでやってきた土木型投資的経費型財政から、環境、福祉、教育文化型財政への見直しが必要だと考えます。不要不急の公共工事をなくし、既存インフラの維持管理や、少子高齢化の中、環境、福祉、教育などへの町民の需要が高まってきています。

豊郷町は、財政健全化比率も県下市町の中で安定し、負の遺産が少ない自治体です。投資型経費や物件費の見直し、また、庁舎経費などでは町長公用車購入750万円の見直しなどで、持続可能な自治体運営が求められていると考えます。

以上の点を指摘しまして、町提出の一般会計予算には反対いたします。

中島議長 ほかに討論ありませんか。

河合議員 修正反対。

中島議長 本田さんは。

本田議員 修正案に賛成。

中島議長 まだやね、本田さんは。

本田議員 後からね。

中島議長 それでは、河合勇君、修正案に反対討論ですね。

河合議員 修正反対。

中島議長 はい。河合勇君。

河合議員 それでは、議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算に対する、修正動議への反対討論を行います。

この増額修正のポイントは、原案にない事項を追加、金額の追加を、町長提出の権限を侵しているものだと思います。町長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正であるかどうかであります。

地方自治法第97条第2項では、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことができないと規定しております。議会が予算を修正、増額、減額できることを認めつつ、町長の予算提出権を侵してはならないということでもあります。このことから予算の編成、提出権は町長にあるため、議会がその根幹を覆すような新たな事業の勝手な追加等を行うことは、町長の権限を侵害したとみなされ、制限されます。いわゆる、町長と議会の役割であります。

二元代表制から、予算や条例などの議案を提案し、決定した政策を実際に実行するのは町長、執行機関であります。一方、法律第112条第1項ただし書の規定により、議員には予算発案権がなく、町長が提出した予算や条例を審議、議決するほか、行政の仕事が正しく行われているかを監視、評価するのが議員の責務であります。したがって、この法律に規定されている権限を侵すとは、予算の編成方針や、基本的な性格を根本から変えてしまうような修正は許されないと私は解釈できます。

私も昭和52年10月6日付の、旧自治省、現在は総務省の行政局長通知は承知していますが、自治省は1960年から2001年1月5日まで存在してお

りました。自分の意見や価値観だけが正しいという思い込みで行動し、独りよがりによる独善的な運営を防ぎ、民意を反映した自治体運営を可能にするからであります。したがって、日本共産党豊郷支部議員団の議員が常任委員会に提出した修正案は自己中心的であり、非常に重大な問題があると私は考えております。

1つ目の問題は、私は各担当課長のところへ確認に行きました。すると、誰1人として担当課長は「聞きに来られなかった」と、何も知らなかった。修正案が出されること自体知らなかったと私に答えます。この修正案は、今この場では執行部の方は知らないと思います。これは予算決算の中で突如出されたものだから、これは議員にしか分かりません。これは故意にやったのかもしれませんが、議会側が修正案を出す際、町長と議会の間で調整がつかずならば可能なことでもあります。町長や各担当課長に対して、この修正に異議はないかと意見を聞くのが道理にかなった手続であります。執行部に対する予算の趣旨への意見聴取を怠ること、忘れていただければ済まされないことでもあります。当然でしょう。執行部は令和8年度の当初予算を編成するに当たって、昨年から担当課ごとに全職員が、行政活動全体の内容を、その財源と経費の見積りという形で総合的・体系的に表示するもので、執行機関が行う行政執行の前提となるものであります。また、町長等の執行機関が予算を作成する、いわゆる予算編成は、執行部の内部における政策の選択と決定の過程であり、予算は重たいものとなっております。作成された予算は、限りある財源をもとに効率的で有効な事業を最大限発揮するために準備し、財政査定、町長査定を経て、苦渋の選択と決断により成り立ったもので、なくなく次の機会にまでと持ち越した事業も多々あると説明されていました。こうした経過を踏まえて提案されている令和8年度予算を、いとも簡単に修正する、このようなことは議員としてやってはいけない、やるべきではないと私は思います。

2つ目は、予算決算常任委員会において、具体的な提案説明をしないで、後で見てくださいというような発言はどういう意味か。すぐさま委員会の採決があることを知っていながら提案説明をしないのはなぜか。これでは委員会の慎重審議を果たせていない、委員会付託の必要性がどうだったのか、金額の増額説明をしなかったことは、記憶していますのは、どうして長谷川、井上、中島、前田、各議員は内容を知っていたのか、事業内容の説明が一切されないが、どうしてこの4人は賛成の判断ができたのか不思議でならない。私だけでしょうか。それは、提出者である鈴木議員を含め、賛成した今村議員、本田議員、長谷川議員、井上議員、中島議員。前田議員の7人は、事前に知っていたと私は推測することで説明がつきます。今思えば、賛成者が、私の提案した議員定数削減に反対した議員

と同じであります。賛成者の皆さん、私と同じ旧の集落出身じゃありませんか。私個人の捉え方ですが、大変違和感があります。予算決算常任委員会当日まで知らなかった議員は、提案説明すらされない状況下では、正しく判断できないことから反対したのではないのでしょうか。私は、増額修正を行うには明確な説明が必要だと思います。

そこで私は、常任委員会終了後に、議案書の説明資料を確認しました。すると、提出者である鈴木議員が担当課長に調整をかけずに作成したことが一目瞭然で裏づけられ、明らかであります。修正案では、後期高齢者の人間ドック補助及び冷暖房費助成は行政が計画をしていない事業と、予算に新規事業であります。これは予算編成方針や基本的な性格を根本から変えてしまうような修正であります。

令和7年度の繰越事業として、議会で議決された事業の執行が目前である。冷暖房費補助事業に対して317万円もの枠を新たに追加しているが、既に準備している事務をやり直す必要があり、執行に遅延を招くおそれがあります。また、冷暖房費補助事業は町の広報紙に掲載されて、今月既に、3月13日に発行されています。ご存じですよ、ここにこうして広報に、皆さんの手元に行って、2ページめくったら、ここにちゃんと載っていますよ、8,000円が。見ていますよね、皆さんは。

次に修正案では小中学校入学助成金支給事業の助成対象となる人数は130人としていますが、教育委員会に聞いただと138人だと言っていました。これでは、8人は助成対象でありながら助成を受けられないということになります。修正予算案では予算が不足をしております。

なお、修正案として書かれている補聴器助成、出産祝い金、後期高齢者の人間ドック補助、冷暖房費助成、入学費助成は、いずれも定例会の質疑や一般質問において、行政側から、安定した行政運営を進める上で困難だ、今は考えていないという答弁があったばかりではありませんか。以前にも日本共産党豊郷支部の議員が提出した修正案のときにも同様の指摘をしましたが、今回も当然承知の上で行ったのでしょうか。修正案は、予算の修正方針や基本的な性格を根本から変えてしまうような修正であり、町長や各担当課長に対して、予算の趣旨に対する意見聴取を故意に怠ったと思われる行為は、円滑な行政運営を阻害することで、また、毎年行われてきた基金へ積み立てるための基金繰出しや予算費は、非常災害時等に要する経費を含んでいると理解することは容易であります。

この中に議員選出監査委員がおります。不偏不党、公平無私という四字熟語があります。ご存じですよ、無償ではありませんよ、年額8万円からの金が出て

います。特定の主義主張に偏らず、中立の立場にとって、平等かつ公平に物事を進める態度を示すことが必要だと考えます。予算書の説明にないような増額修正をどのように思っているのか。本人自身考えてはどうかと私は思いますが、私には理解できない。何より、予算や条例などの議案を提案し、決定した政策を実際に実行するのは、町長や担当課の職員である権限を侵し、町長が提案した予算や条例を審議、議決するほか、行政の仕事が正しく行われることを監視・評価する議会である二元代表制を否定することであるとともに、町執行部が提出した予算を、いとも簡単に議員が修正するといった行為は、町長に対する不信任だと受け止められることであることから、私は修正に対して反対であります。私は、個々の利益のためなのか、住民の人気取りかもしれませんが、このようなことがまかり通れば、議員は要りませんよね。よって、私は反対討論といたします。

それと、ここに鈴木委員からの修正案の提案がされました表があります。鈴木議員は、皆さん、賛成の方々は、3枚目のこの部分はしっかりと分かっていたか。一切説明はなかった。説明されたのは2枚目のこの6分割のこれですよ。収入が変われば支出も変わらない、中身だけを変えての増税でした。これだけの説明であって、3枚目のことは一切説明がなかった。私は疑問に思ったから、担当課に回って説明に行きました。何とこれが大間違いです。皆さん、どうかよく考えて、皆さんに左右されずに、本人自身がしっかりと議員の責務を果たしてください。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

本田議員 修正案賛成。

中島議長 次やって。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

本田議員 はい。

中島議長 本田清春君。

本田議員 議員提出、令和8年度豊郷町一般会計予算修正案に対し、賛成の立場から討論を行います。

地方自治の本旨は、住民の福祉の増進にあります。よく、地方自治は住民にとっての最後のとりでと言われますが、私たち議員の任務は、行政が提示した予算を精査し、真に町民の暮らしを支える形へと組み替えることにあります。また行政は、地方議員の多数の声を生かし、行政を行うことは当然であります。今回の修正案は、まさに今、生活の苦境に立たされている町民の切実な声に応えるものとなっています。

本修正案では、大きく分けて、次世代への投資と高齢者の安心、この２点に重点を置くものとなっています。次世代への投資という点では、新しい命の誕生に伴う誕生祝金の増額及び小・中学校入学時の助成金を、それぞれ２万円、３万円と増額します。これは豊郷町の未来を担う子どもたちと、子育て世代への強力なメッセージとなっています。高齢者の安心と健康保持の点では、町を支えてこられた高齢者の皆さんに対し、厳しい気候から命を守る冷暖房助成金を１万円に引き上げます。また、認知症予防に直結する補聴器購入助成を６万円に拡充し、新たに後期高齢者人間ドック受診への３万円助成を新設します。これらは健康寿命を伸ばし、将来的には医療、介護費の抑制にもつながる先行投資となります。こうした助成拡充に対し、将来のため財政調整基金を取り崩すべきではないという慎重な意見もございましたが、それは承知しています。しかし、議員各位の皆さんに聞きたいと思います。現在、ガソリン価格の高騰、食料品をはじめとする生活必需品の値上げはとどまるところを知りません。住民の家計は限界に達しています。いざというときのための蓄えは、まさに今、このような非常事態にこそ活用されるべきではないでしょうか。予算は単なる数字の羅列ではありません。そこには、誰を助け、どのようなまちをつくるのかという政治の意思が込められるべきです。住民の痛みに寄り添い、希望を持てる豊郷町をつくるため、本修正案が最適格であると確信します。議員各位の賢明なご判断と、本修正案へのご賛同を強くお願い申し上げ、私の賛成討論とします。

中島議長　ほかに討論はありませんか。

議　　員　なし。

中島議長　ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第２５号令和８年度豊郷町一般会計予算の採決を行います。本案に対する委員長報告は修正可決であります。

まず、議第２５号に対する、鈴木勉市君ほか１名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。修正案に賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、少数）

中島議長　起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、町長から提出された原案に賛成の諸君は起立願います。

議　　員　（起立、多数）

中島議長　起立多数であります。したがって、議第２５号は原案のとおり可決されました。

日程第１４、議第２６号令和８年度豊郷町国民健康保険事業特別会計から日程第１８、議第３０号令和８年度豊郷町上下水道事業会計予算までを一括議題

といたします。これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

中島議長 前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第２９号令和８年度豊郷町水道事業会計予算及び議第３０号令和８年度豊郷町下水道事業会計予算について、去る３月１３日、委員６名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第２９号の審議では、企業債の利率や借入先について、北部浄水場新設井戸工事試掘調査業務の内容や今後の見通しについて、施設の老朽化や耐震化の進捗状況について質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第３０号の審議では、下水道使用料件数は何件か、本件の清掃や調査等の委託先はどこか、他会計負担金の詳細、下水道管の老朽化について、基金の運用について等が質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

中島議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、河合文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。

河合文教民生

常任委員長 はい。

中島議長 河合委員長。

河合文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る３月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第２６号令和８年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第２７号令和８年度豊郷町介護保険事業特別会計予算、議第２８号令和８年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算について、去る１３日、委員６名全員出席のもと、町長及び関係職員の出席を求め、質疑を行いました。

議第２６号の審議では、県下において、豊郷町は国民健康保険税の滞納世

帯10割負担の世帯があるか、理由は何か。また、滞納世帯の状況について、納税能力があっても払わない世帯はあるのか。督促状発行予定件数について、保険料、保険給付費交付金の内訳について、均等割の保険税対象の人数と今後の引上げはあるのか、国保の県統一化の中で均等割を減免するという議論はあるのか。県統一化の令和9年度に基金残高がある場合は、その基金は町に残るのか。高額医療費の延べ人数と主な疾病、還付件数について、出産育児一時金は何人分を見込んでいるのか。葬祭助成金の引上げについて、疾病手当金の廃目理由について、子育て支援納付金について、人間ドック実施助成金負担金及び保健事業等保険者支援負担金の予算内訳について、重複診療も対象となるのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第27号の審議では、第1号被保険者保険料の特別徴収保険料と、普通徴収保険料、滞納繰越分、普通徴収保険料の件数、滞納徴収状況について、調整交付金は何%での予算化か、保険金機能強化推進交付金の皆増費について、その事業の内容は何か、介護認定審査委員会の令和7年度実績について、低所得者保険料軽減繰入金の段階給ニーズについて、介護サービス事業所利用者の傾向について、担当課の見解は、介護認定保険調査員は何人か、地域密着型サービス事業の状況において、介護予防住宅改修は地元業者のみ施工か、特定入居者介護予防サービスに特定と特例が出てくるが、行政的な行き違いか、認知症施策推進事業の内容は何かなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

議第28号の審議では、後期高齢者保険料の特別徴収と普通徴収の予算計上人数について、子ども・子育て支援事業補助金の費用補助について、保険料の遡及は何年遡れるかなどの質疑がありました。

質疑終了後、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上、文教民生常任委員会報告といたします。

中島議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第26号の討論を行います。討論はありませんか。

鈴木議員 反対討論。

中島議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

鈴木勉市君。

鈴木議員 議第 26 号豊郷町国民健康保険事業特別会計に対する反対討論を行います。
令和 8 年度予算には、歳入の方で子ども・子育て支援金、現年度課税分として 416 万 5,000 円が新規分で計上をされています。これは子ども・子育て支援納付金制度が創出されたものに伴う分で、子ども・子育て支援納付金制度の目的は、子育て世帯への経済的支援、児童手当の高校世代までの支援を拡充するとすることが目的とされ、全世代、全経済主体で子育て支援を行う新しい仕組みですが、この制度は子育て支援の負担を国民に求める仕組みにほかなりません。今でも国民健康保険が高い中、さらに国民に負担を押しつけることはすべきではありません。子育て世帯への支援は、その財源も国が責任を持って行うべきであり、反対といたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第 26 号令和 8 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 26 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

中島議長 起立多数であります。よって、議第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 27 号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

中島議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村恵美子君。

今村議員 議第 27 号令和 8 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。第 9 期介護保険料の標準月額が 6,700 円で、65 歳以上は原則年金から天引きをされています。物価高騰で、年金は実質削減の中、高過ぎる介護保険料で生活が圧迫され、保険あって介護なしの制度になってきています。本来、政府は国庫負担率を上げ、保険料引下げや、低賃金の介護従事者の報酬引上げをすべきであります。軍事費増強を優先している状況です。町は、独自に一般

対策で、高齢者の健康対策事業や認知症対策事業にも取り組んでいただいております。しかし、保険料や利用料の負担が大きいので、必要な介護サービスが受けられない高齢者も増えてきています。住み慣れた地域で住み続けるためには、保険料や利用料の引下げ支援が何としても必要であると考えます。これらを勘案すると、町の介護保険事業は、住民にとって必要なとき、安心して利用できる制度にまだなっていないと考え、反対いたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第 27 号令和 8 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 27 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

中島議長 起立多数であります。よって、議第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第 28 号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

中島議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村恵美子君。

今村議員 議第 28 号令和 8 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、世界に類を見ない高齢者差別医療制度であり、廃止すべきと考えています。さらに自民・維新政権は国民の社会保障費 2 兆円削減を進める方針で、子ども、子育て支援金の加算や高額療養費の限度額引上げ、また、OTC 類似薬の保険外しなど、後期高齢者の自己負担増を進めようと、令和 8 年度国家予算にも、そのような内容も盛り込まれてきています。

これは、高齢者の健康に生きる権利を侵害する憲法 25 条の生存権の否定であり、容認はできません。よって、この会計には反対いたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第 28 号令和 8 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたし

ます。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 28 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

中島議長 起立多数であります。よって、議第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第 29 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 29 号令和 8 年度豊郷町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 29 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員起立であります。よって、議第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第 30 号の討論を行います。討論はありませんか。

本田議員 反対討論。

中島議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

本田清春君。

本田議員 議第 30 号豊郷町下水道事業会計予算に反対討論を行います。

私は、12 月議会で、町から提案されました豊郷町下水道使用料条例の一部改正について反対をいたしました。なぜなら、今年度より下水道の基本使用料を現行の月額 1,200 円から 1,400 円へと引き上げる。使用料全体で 16%、金額にして年間約 1,900 万円もの負担増を町民に求めるものだからです。下水道は、町民生活や地域経済を支える極めて重要なライフラインであります。その使用料を引き上げることは、食料品やエネルギー価格をはじめとする、長引く物価高騰の中で、町民の暮らしにさらなる負担を強いるものです。生活者、事業者ともに厳しい状況が続く中、また、国においても物価高騰対策を打ち出しているこの時期に料金値上げを行うことは到底容認できません。議第 30 号豊郷町下水道事業会計予算は町民から追加徴収することになります。確かに基本料金の据置き期間は設けられましたが、その後は町民の負担増になって賄うものとなります。よって、到底このようなものは容認できるものでありません。以上の理

由から、私は議第 30 号豊郷町下水道事業会計予算に反対いたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第 30 号令和 8 年度豊郷町下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 30 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

中島議長 起立多数であります。よって、議第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 19、請願第 1 号「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願を議題といたします。これについて付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

中島議長 前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る 3 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました請願第 1 号「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願について、去る 3 月 12 日、委員 6 名出席の下、審議を行いました。審議では、質疑はなく、討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決と決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

中島議長 慎重審議ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、請願第 1 号の討論を行います。討論はありませんか。

西澤議員 反対討論。

中島議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

西澤博一君。

西澤議員 それでは、「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願に対して反対討論を行います。

この請願の内容については、平成 29 年 6 月 2 日金曜日開催の、第 193 回国会衆議院法務委員会における当時の大臣、金田勝年法務大臣の答弁内容を聞いた上で判断されております。なお、治安維持法は大正 14 年、適法に制定されたものであることから、同法違反の罪に係る勾留・拘禁は適法であり、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づき、適法に行われたものであって、違法があったとは認められていません。

したがって、同法違反の罪に係る勾留もしくは拘禁、または刑の執行により生じた損害を賠償すべき理由はなく、謝罪及び実態調査の必要もないと考えます。当時の立法府が適法に制定した法律について、これを人道に反する悪法であったと認めることも相当でないと考えます。治安維持法違反の罪における勾留もしくは拘禁または刑の執行は、そもそも違法ではありませんが、今の日本国憲法執行以前の、違法な公権力の行使について、国に損害賠償責任はないことが、最高裁判所第三小法廷、昭和 25 年 4 月 11 日の判決などで確定しており、そのほかの判例が多数あることから、私は反対といたします。

中島議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

本田議員 賛成討論。

中島議長 本田清春君。

本田議員 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める請願に対する賛成討論を行います。

本請願、治安維持法は 1925 年の制定から 1945 年の廃止に至るまで、国民の目、耳、口を塞ぎ、日本を無謀な侵略戦争へと突き進ませる最大の武器となりました。この法律の本質は、ときの権力に異を唱えるものを非国民として社会から排除し、人間の尊厳を根底的に破壊した点にあります。犠牲の実態は凄惨を極めます。逮捕、検挙された数十万人のうち、警察署での拷問により虐殺された人は 93 人、劣悪な獄中環境で命を落とした方は 700 人を超えます。作家、小林多喜二が受けた言語に絶する拷問、そして、女性犠牲者に対する非人道的な暴力は、国家という名の暴力がいかに残虐にあり得るかを物語っています。また、豊郷町内出身の藤野勇氏らが、読者会で真理を語り合っただけで検挙された八日市読書会事件のような悲劇が起きました。学び、考え、対話するという、人間としての当たり前の営みが罪とされ、この歴史を私たちは決して忘れてはなりません。

戦後、治安維持法は反民主主義的として廃止されました。しかし、国は刑の言い渡しを受けなかったものとみなすという形式的な処置にとどまり、現在に至るまで、犠牲者の公式な謝罪も名誉回復も賠償も一切行っていません。かつての同盟国であったドイツやイタリア、さらに、日系人の強制収用を行ったアメリカやカナダが過去の過ちを認め、謝罪と賠償を行っている事実と比較しても、わが国の対応は極めて不誠実と言わざるを得ません。「過去に目を閉ざす者は、現在に対しても盲目になる」という言葉があります。国が自らの手で行った人権侵害の歴史を調査、公表し、犠牲者に謝罪することは、単なる過去の清算ではありません。それは、今の私たちが享受している思想信条の自由を二度と手放さないという民主主義国家としての決意表明でもあります。犠牲者の方々の命名を回復し、その苦難に報いることは、今を生きる私たちの歴史的責任です。

以上の理由から、本請願が採択されるべきことを訴え、私の賛成討論といたします。

中島議長 ほかに討論ありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

請願第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める請願を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、多数）

中島議長 起立多数であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

本日、請願第1号が採択されましたので、意見書の内容打合わせのため議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩といたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時43分 再開）

中島議長 再開いたします。

本日、請願第1号が採択されたことを受けまして、豊郷町議会として意見書を関係機関に送付するに当たり、意見書第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める意見書（案）を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

本日の議事日程に意見書第1号を追加し、日程を変更して、追加日程第20と

して議題とすることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、意見書第1号を日程に追加し、日程を変更し、追加日程第20として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより事務局に日程を配付させます。

日程第20、意見書第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める意見書（案）を議題といたします。提出者である鈴木勉市君の説明を求めます。

鈴木議員 はい、議長。

中島議長 鈴木勉市君。

鈴木議員 それでは、「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める意見書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

戦前、天皇制政治の下で主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲になりました。治安維持法は1925年に制定されましたが、1945年に廃止されるまでの20年間に、検挙された人は6万8,274人、うち起訴者6,555人、司法省調べ。検挙・勾留された人は数十万人に上ると推測されています。そのうち警察署で虐殺された人は93人、刑務所、拘置所での虐待、暴行、発病などによる獄死者は約300人に上っています。請願の添付資料にありました彦根、犬上、愛知郡の中でも30人の方がこの犠牲になっている方が、添付資料でつけられておりました。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受託したことにより、政治的自由と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者たちに日本の政府は謝罪も賠償もしていません。世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、イギリスなど、主要な国々では犠牲者への謝罪と賠償が行われております。よって、

1つ、国は治安維持法が人道に反する法律であったことを認めること。

2つ、国は治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。

3つ、国は治安維持法犠牲者による犠牲の実態を調査し、その内容を公表することを速やかに実現されるよう強く要請をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年3月23日。

滋賀県豊郷町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官宛てです。

中島議長 これより、意見書第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、意見書第1号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

意見書第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める意見書（案）を採決いたします。意見書第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める意見書を可決することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、多数）

中島議長 起立多数であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書第1号は、豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

日程第20、議第31号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）から日程第21、議第32号令和8年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第31号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）及び議第32号令和8年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第31号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,652万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を70億1,208万円とするものです。歳入では地方特例交付金2,000円、地方交付税1億1,118万9,000円、財産収入1万円、繰入金3億4,058万8,000円を追加し、国庫支出金9,526万6,000円を減額するものです。

歳出では、総務費4億5,656万円を追加し、民生費1,573万1,000円、商工費6,914万円、土木費1,516万6,000円を減額するものです、また、繰越明許費の補正は第2表のとおりです。

次に、議第32号令和8年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ55億2,104万7,000円とするもので

あります。歳入では国庫支出金 9,620 万 1,000 円、繰入金 384 万 6,000 円を追加し、歳出では総務費 6,914 万円、民生費 1,573 万 6,000 円、土木費 1,517 万 1,000 円を追加するものであります。

主な内容としましては、1 点目は、初日に可決いただいた基金の廃止に伴い、各基金の廃止による繰入れと財産調整基金への積立て、2 点目は、特別交付税の額の決定によるものであり、最後に、3 点目は先の 2 月に臨時議会で補正した国の重点支援交付金事業において、令和 8 年度に実施する場合、令和 7 年度予算の繰越し予算ではなく、令和 8 年度の予算で措置するよう国の方針が変更されましたので、年度をまたいで組替えをするものです。併せて、商品券事業として商工費で予算化していましたが、現金給付に変更するため総務費での予算計上とします。

以上、議第 31 号及び議第 32 号を一括して説明いたしましたので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

中島議長 今村恵美子議員。

今村議員 令和 7 年度豊郷町一般会計補正予算（第 8 号）で、先ほど町長の説明にもありましたが、地方交付税、特別地方交付税が補正に上がって、17 億 6,850 万 4,000 円になりましたので、この令和 7 年度の地方交付税、ここで確定だと思んですけど、普通交付税と特別交付税、幾らずつなのか説明をしてください。

先ほども提案でありましたが、この繰越明許が変更になって予算が変わったというお話でしたが、この重点政策、地方創生交付金って、去年の 12 月ぐらいに国が、2 兆円強の補正予算組んだんですけど、その部分で、この部分だけが新年度の方に、8 年度に事業が入るというのは、どういうシステムでそうなったのか。町民にとっては、町がそれを変えて、また町民の方に還元してくれるのは、別にそれでいいんですけど、システムの、去年の、7 年度予算で決まったやつが 8 年度予算に変更になるというのは、国の制度としては、何か変だなという感じがしたんですが、その辺の仕組み、ちょっと国の主張はどういうことなのか説明してください。

中島議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、12 番今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、交付税の関係です、6 ページです。交付税全体で 17 億 6,850

万4,000円のうち、普通交付税が13億7,731万5,000円。それから、特別交付税につきましては3億9,118万9,000円です。

それと、7年度と8年度の組替えの関係なんですけれども、先ほど、町長の提案説明にもありましたけれども、2月の臨時議会で提案させていただきまして、予算をお認めいただいたんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、8年度で事業を実施する場合は8年度予算にしてほしいということになりました。よくあるんですけれども。7年度で見ておいて、7年で繰り越すというやり方と、8年度で見るというやり方がございまして、国の方の繰越しの都合で、国の方で繰り越してもらう場合は、国が8年度予算になるものですから、町の方も7年度で受けられず、8年度で受けざるを得ないということになります。一部でも、例えば契約なり何なりしている場合は7年度事業としていけるんですけれども、今回の場合につきましては商品券から現金給付に変えとかをしていた都合で、国への実施計画が今からになりますので、3月中にはもうできないということで、8年度に実施計画を上げる都合で、8年度予算で計上させていただくというものです。

以上です。

鈴木議員 議長。

中島議長 鈴木勉市君。

鈴木議員 先ほど、町長の説明もよく分かりましたけども、国が繰越明許したものを、令和8年度実施をなさいという仕組みが来たとなると、繰越明許制度そのものの根底からどうなるのかという問題があるんじゃないかと思うんです。

基本的に、繰越明許制度というのは当該年度で事業が実施できない場合に、翌年度に繰り越しすることができると、もう1年、それで実施できない場合は事故繰越になるというのが従来とられてきた、自治体の単年度決算の自治体の財政のあり方だと思うんです。繰越明許でされますと、それは、当該年度の予算書には掲載はされませんから、決算書でどれだけの事業が行われたのかということが、決算書で初めて分かると、こういう制度ですよね、基本的には。ところが先ほどの国の説明では、今の総務課長の説明でもうそうですけど、繰越明許したものを、今度のこれと言えば令和8年度事業として主張しなさいと。つまり、令和8年度の予算に載せなさいということだと思うんです。そうすると、令和8年度の予算額が当然増えてくるわけですけど、例えば、それでいきますと、廃止になった部分の、3の民生費の600万は社会福祉総務費の600万で、こちらに廃止された分が繰り越されているんです。民生費の物価高騰対策、高齢者支援助成金973万6,000円は、多分、2の老人福祉費の960万円だと思うんで

す。若干事務費があるので数字に相違があるのかと思うんですが、この数字の相違について説明をお願いしたいと思います。

それから３点目の、商工費の物価高騰対策、商品券による。これが現金給付になった分だと思うんですが、６，９１４万円ですが、これはどこに上がっているのか、一般管理費の１８の、負担合計の６，４００万円、表現からいけばこれかなと思うんですが、この内容の説明をお願いしたいと思います。

それから４点目の、物価高騰対策下水道整備費の１，５１７万１，０００円これはもう、金額どおり下水道整備のところに上がっていますから、３の物価高騰支援の６００万円と、８の土木費についても、繰越明許が廃止された分がそのまま令和８年度の補正として上がっていますから、それは理解をするんですが、この２の９７３万６，０００円が、補正では９６０万円になっていることと、それから現金配付の６，９１４万がどれに当たって、その金額が違いますので、説明をお願いしたい。

中島議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、１０番、鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

繰越明許の部分につきましては、２月に臨時議会でお認めをいただいたら、この７年度事業として実施計画を上げて７年度に載せられたんですけど、先の臨時議会でのお約束で、もう１回事業を検討し直しますということで一旦保留にしました。そのときの全協のときにも申し上げましたが、国の事業計画の締切りはいつなんやという話がありまして、最終は年度明けてからか、ぎりぎり最終間に合いますって言っていましたが、そのときに事業計画を上げるときは８年度事業で上げてこいということになってしまいましたので、そういうことになります。これを、７年度で計画を上げておいて、実施が８年度にまたぐやつなら７年度予算でよかったんですけど、８年度に事業計画を上げるようになってしまったので、８年度予算で見なさいというようなことになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、その予算の違いですけども、まず、金額は同じです、見ていただいたら分かりやすいんですけども、議第３１号の８ページと３２号の６ページをご覧くださいと思うんですけど、簡単なところから言いますと、３１号の８ページ、真ん中の民生費の部分ですね、６００万円減額した福祉事業所物価高騰が、８年度の方で同じ額６００万円上がっています。それからその下の老人福祉費の役務費の通信運搬１３万６，０００円と、その下の支援助成金９６０万円、２つ落としまして、８年度の方で１３万６，０００円と９６０万円と、同じ額上がっています。それからその下の商工費ですね、落としていますけど

も、6,914万円、これは先ほど町長の提案説明にもありましたけど、このときは商品券ですと言うてたんで商工費で上げています。ただ、再検討の結果、現金給付に変わりましたので、今度総務費で見直しています。これが6ページの上の段、総務費の一般管理事業のプラスの6,914万円になります。なので、金額としては全く同じで、内訳が商品券なら委託したり何なりで、委託料の中に行きますけども、現金給付は直執行ですので、この時間外手当でありますとか、通信運搬費とか、システム開発料とか機器借上料とか、科目が変わりましたが、総額としては同じ額で総務費に振り替えているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

中島議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第31号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第31号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。賛成の諸君は起立をお願いします。

議 員 （起立、全員）

中島議長 起立全員であります。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第32号令和8年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。賛成の諸君は起立をお願いします。

議 員 （起立、全員）

中島議長 起立全員であります。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第23、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報各常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、

それぞれの閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会の委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会の提出されました全議案を議了いたします。

本日の会議を閉じます。これにて令和８年３月第１回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 11 分 閉会)